

# 「由緒沿革誌 其ノ八」の翻刻と大正・昭和天皇御大礼 および平安衣紋会

## —『平安義会資料』『旧桜橋財團関係資料』の紹介（八）—

下川 雅弘\*

Introduction to Heian-gikai Siryo (the Historical Materials of the Heian-gikai) and Ohkitsu-zaidan Siryo (the Historical Materials of the Ohkitsu-zaidan) for the Study of Kyoto-kanke-shizoku (VIII)

Masahiro SHIMOKAWA\*

### Abstract

The term Kyoto-kanke-shizoku refers to the low-level functionaries who served in the Imperial Court until 1869. They became unemployed and impoverished as a result of the Meiji Restoration. The organizations Heian-gikai and Kyoto-Ohkitsu-zaidan were founded to support them. Heian-gikai Siryo (the Historical Materials of the Heian-gikai) and Ohkitsu-zaidan Siryo (the Historical Materials of the Ohkitsu-zaidan) are the materials handed down from generation to generation in these organizations. In 2016, these materials were donated to the Kyoto Institute, Library and Archives. This text was written to introduce them for being used in the study on the Kyoto-kanke-shizoku.

はじめに

や、その過程で設立された平安衣紋会の役割について、あらたな情報を提供したい。

本稿は、近世以前において朝廷に出仕していた官家士族について、その近代以降の動向の解明に資するため、京都府立京都学・歴彩館所蔵『平安義会資料』『旧桜橋財團関係資料』の一冊を、逐次翻刻・紹介することを目的としている。<sup>(1)</sup> その（八）となる今回は、同史料群のなかから、とくに大正・昭和天皇御大礼および平安衣紋会に関する史料を取り扱う。

平安義会とは、官家士族の救済等を目的とする団体で、京都在住の旧官家士族継代たちを中心として明治二十四年（一八九一）五月に設立された。<sup>(2)</sup> 前稿では、大正元年（一九一二）九月の明治天皇御大喪に際し、相当の御用命をいただきたいと願い出た平安義会に対して、伏見桃山陵への埋葬に同会会員二十五名の供奉が認められたことなど、平安義会の明治天皇御大喪への関わりについて、あらたな事実を明らかにした。では、大正四年（一九一五）十一月の大正天皇御大礼、昭和二年（一九二七）二月の大正天皇御大喪、昭和三年（一九二八）十一月の昭和大正天皇御大礼に際して、平安義会はどのような働きかけを行い、いかなる奉仕を認められたのであろうか。これらの疑問についても、拙稿を含むこれまでの研究で検討されたことはない。

そこで、本稿では、大正天皇・昭和天皇御大礼に関する大正二年（一九一三）から昭和三年（一九二八）の史料を綴込んで簿冊とした、『平安義会資料』所収「由緒沿革誌 其ノ八」の一部を翻刻・紹介し、平安義会の大正天皇・昭和天皇御大礼および大正天皇御大喪への関わりについての解題は、以下の通りである。

## 一 『平安義会資料』所収「由緒沿革誌 其ノ八」の構成と解題

まずは、『平安義会資料』所収「由緒沿革誌 其ノ八 御大礼並ニ衣紋ニ関スル書類」の冒頭に記載された目録を引用する。

### 御大典ニ関スル書類 目録

- |   |                |
|---|----------------|
| 壹 | 鹵簿拝觀願ニ関スル書類    |
| 貳 | 同              |
| 参 | 入場証下附ニ関スル書類    |
| 四 | 大礼建造物下賜内定方通知ノ件 |
| 五 | 評議員会開会請求書      |
| 六 | 雜書             |

これらに綴られた膨大な書類のなかから、本稿では、平安義会の大正天皇・昭和天皇御大礼や大正天皇御大喪への関わり、また、その過程で設立された平安衣紋会の役割を検討する上で、特に重要と判断した三十点の史料について、その全文を翻刻・紹介したい。なお、翻刻に当たっては、原則として旧字を新字に改めている。それぞれの史料

(二) の「大正天皇御大典御用奉仕願」は、大正天皇御大礼において在京都旧地下官人に相当の御用をいただきたいと、大正二年(一九一三)十一月一日付で小島秀次郎と畠道名が宮内大臣渡辺千秋に願い出たものである。

(二) の「大正天皇御大礼ニ付願書」は、大正天皇御大礼において平安義会と京都桜橋財團の両団体に相当の御用をいただきたいと、大正三年(一九一四)二月十五日付で平安義会会长服部保親と京都桜橋財團理事長小森猷次が、大礼使長官原敬に宛てた願書である。

(三) の「大正天皇御大典御用奉仕願」は、(二) の「大正天皇御大典御用奉仕願」の内容を大礼使長官に取り次いでいただきたいと、大正三年三月五日付で小島秀次郎等五名が京都府知事大森鍾一に願い出たものである。

(四) の「大正天皇御大礼衣紋方推薦候補ニ付願」は、大正天皇御大礼衣紋方の講習員に推薦する候補者について、大正四年(一九一五)一月十九日付で平安義会幹事大國弘吉が衣紋講習会会长日野西資博に宛てた採用願である。なお、「衣紋方推薦候補人名」について、彼らの旧身分、原籍地、現住所、職業、姓名、生年月日が列記されているが、紙幅の都合により翻刻ではこれを省略した。

(五) の「臨時衣紋方養成ニ関スル規定」は、大正天皇御大礼のために設けられた臨時衣紋方養成所に関する規定である。年月日未詳であるが、総則の二に「当秋大礼之節」とあることからも、大正四年の大正天皇御大礼に際して作成されたものと考えて間違いない。

(六) の「大正天皇御大礼ニ付請願書」は、大正天皇御大礼において

平安義会と京都桜橋財團の両団体に相当の御用をいただきたいと、大正四年六月十九日付で平安義会会长木村時義と京都桜橋財團理事長莊林維新が、大礼使長官鷹司熙通に宛てた請願書である。

(七) の「大正天皇御大礼歛簿奉迎送ノ義ニ付請願」は、大正天皇御大礼における歛簿奉迎およびその場所等について、大正四年九月十日付で平安義会会长木村時義が京都府知事大森鍾一に宛てた請願書である。

(八) の「大正天皇御大礼歛簿拝観ノ儀ニ付四官第九一五号」は、大正天皇御大礼における歛簿奉迎の条件等について、大正四年九月十六日付で京都府より平安義会に伝達されたものである。

(九) の「大正天皇御大礼歛簿奉迎ノ義ニ付拝復」は、(八) の「大正天皇御大礼歛簿奉迎ノ儀ニ付四官第九一五号」に対し、大正四年九月十九日付で平安義会会长代理理事兼田義路が京都府知事大森鍾一に宛てた回答である。

(十) の「大正天皇御大礼歛簿拝観ニ付四官第一五四三号」は、大正天皇御大礼における歛簿奉迎の配当人員等について、大正四年十月二十七日付で京都府より平安義会に伝達されたものである。

(十一) の「衣紋会装束引継ニ付回答」は、平安義会に設立予定の衣紋会へ引き渡す稽古装束について、大正五年(一九一六)四月二十四日付で衣紋講習会会长日野西資博が平安義会会长浜岡光哲に宛てた回答と目録である。

(十二) の「衣紋会設立願」は、平安義会における衣紋会の設立および講習会場としての建物の使用を認めていただきたいと、大正五年

八月十三日付で芝通次郎等六名が平安義会会长浜岡光哲に願い出たものである。

(十三)の「装束下附二付通牒」は、平安衣紋会に追加で下附する稽古装束について、大正五年九月一日付で衣紋講習会会长日野西資博が平安義会会长浜岡光哲宛てた回答と目録である。

(十四)の「衣紋会経費支出願」は、平安衣紋会への金錢的な補助を、大正五年十月付で藤木亮直等四名が平安義会会长浜岡光哲に願い出たものである。

(十五)の「平安衣紋会規程」は、平安義会に設立された平安衣紋会の規程である。年月日未詳であるが、(十四)の「衣紋会経費支出願」に「追テ御参考ノ為メ、会則一部相添ヘ置候也」とあることから、大正五年に作成されたものと考えて間違いない。

(十六)の「装束受領証」は、平安衣紋会へ下附される装束について、大正八年(一九一九)一月五日付で平安義会会长浜岡光哲が主殿寮京都出張所日野西資博宛てた受領証である。

(十七)の「装束新調ニ付請願書」は、麻製の縫腋袍と闕腋袍の新調について、大正十三年十月付で平安衣紋会が平安義会会长浜岡光哲に宛てた請願書である。

(十八)の「装束保存箱新調請求書」は、装束保存箱の新調について、大正十三年(一九二四)十月付で平安衣紋会が平安義会会长浜岡光哲に宛てた請求書である。

(十九)の「大正天皇御大喪儀ニ付回答」は、大正天皇御大喪への供奉仕の願い出に対し、その不採用について、昭和二年(一九二七)

一月十四日付で大喪使長官官房庶務係が小島秀次郎に宛てた回答である。

(二十)の「大正天皇御大喪儀ニ付<sub>内匠寮</sub>第五号」は、大正天皇御大喪において上京を求める衣紋担当者名を、昭和二年一月三十一日付で臨時内匠寮出張所長心得植松雅道が平安義会会长浜岡光哲に通知したものである。

(二十一)の「昭和天皇御大典奉仕衣紋者出願」は、昭和天皇御大礼の衣紋担当者として平安義会会长の推薦を求める人名について、昭和三年(一九二八)一月二十八日付で平安衣紋会が平安義会に出願したものである。

(二十二)の「臨時衣紋教習所助教授嘱託通知」は、平安衣紋会会員のうち十九名に臨時衣紋教習所助教授を嘱託することについて、昭和三年三月三日付で臨時衣紋教習所が平安衣紋会に宛てた通知と人名簿である。

(二十三)の「臨時衣紋教習所助教授嘱託報告」は、(二十二)の「臨時衣紋教習所助教授嘱託通知」の内容を、昭和三年三月二十四日付で平安衣紋会が平安義会会长浜岡光哲に報告したものである。

(二十四)の「平安義会建物借用ニ付照会<sub>宮内大臣官房庶務課</sub>第七八号」は、昭和天皇御大礼における職員の宿舎として、平安義会の建造物が借用可能か否かを、昭和三年三月八日付で宮内大臣官房庶務課長白根松介が平安義会会长浜岡光哲に質問した照会状である。

(二十五)の「平安義会建造物借用之義ニ付回答」は、(二十四)の「平安義会建物借用ニ付照会<sub>宮内大臣官房庶務課</sub>第七八号」に対し、平安義会の建造

物使用の留意点について、昭和三年三月付で平安義会会長浜岡光哲が

宮内大臣官房庶務課長白根松介宛てた回答状である。

(二十六) の「平安義会建物借用ノ儀ニ付照会」は、(二十五) の「平安義会建造物借用之義ニ付回答」に対し、平安義会の建造物の借用条件等について、昭和三年五月五日付で宮内大臣官房庶務課長白根松介が平安義会会长浜岡光哲に宛てた照会状である。

(二十七) の「昭和天皇御大礼ノ際本会建物御使用御挨拶金処分計算書」は、昭和天皇御大礼における平安義会の建造物借用に伴う挨拶金と、その収支を示した計算書である。

(二十八) の「昭和天皇御大礼函簿奉迎送ノ義ニ付請願」は、昭和天皇御大礼における函簿奉迎送およびその場所等について、昭和三年九月付で平安義会会长浜岡光哲が京都府知事大海原重義に宛てた請願書である。

(二十九) の「昭和天皇御大礼函簿奉迎送ノ義ニ付請願」は、昭和天皇御大礼における函簿奉迎送およびその場所等について、昭和三年九月八日付で平安義会会长浜岡光哲が京都府大礼事務局奉祝係視学官岩波に宛てた願書である。

(三十) の「京都御駐輦中各地ニ行幸ノ際ニ於ケル函簿奉迎送ノ義ニ付請願」は、京都御駐輦中各地への行幸における函簿奉迎送不許可の人員に対し、京都御駐輨・御発輨における函簿奉迎送不許可の人員に対し、京都御和三年十月十五日付で平安義会代表者理事浅田暢一が京都府大礼事務局奉祝係長に願い出たものである。

## 二 史料の翻刻

(一)「大正天皇御大典御用奉仕願」

御大典御用奉仕願

大正三年ヲ以テ

御即位並ニ大嘗会被為行候趣、拜承仕候、然ル処、私共祖先者歴旧皇室ニ勤仕シ、

御歴代之御即位并ニ大嘗会被為行候趣、拜承仕候、然ル処、私共不残旧御由緒ニ基キ、右 御大典之節、何卒特別之御詮議ヲ以テ、相當之御用被 仰付度、謹而奉懇願候也、

在京都

旧地下官人

小島秀次郎 印

畠道名 印

大正二年十一月十一日

宮内大臣伯爵渡辺千秋殿

(二)「大正天皇御大礼ニ付願書」

願書

本年秋期

御大礼御挙行被為遊候ニ就テハ、旧官家士族ノ輩ハ、往古ヨリ職ヲ

朝廷ニ奉シ、

御歴代御大礼ニ奉仕セル御由緒アルモノニ御座候得者、今回モ特別ノ

御詮議ヲ以テ、平安義会、桜橋財團両団体ヘ、相当御用被仰付候ハ、

難有仕合セニ奉存候、何卒右願意御採納被成下度、謹テ奉悃願候也、

大正三年二月十五日

平安義会々長 服部保親

京都桜橋財團理事長 小森猷次

大礼使長官原敬殿

大正四年一月十九日

平安義会幹事大国弘吉

(三)「大正天皇御大典御用奉仕願」

御大典御用奉仕願

本年秋季

御大礼被為行候ニ付テハ、私共累代

朝廷ニ奉仕セシ御由緒ナル者ニ候ニ付、御用奉仕之儀、大正二年十一  
月十一日附ヲ以テ、諸願仕到候、何分之御沙汰奉蒙度候間、猶未別冊  
大礼使長官御進達方、御取斗被下度、此段奉悃願候也、

在京都  
旧地下官人諸願仕五十二名總代

大正三年三月五日

小島秀次郎 印

菅谷寛三 印

若杉保定 印

下橋敬長 印

井関次郎 印

名譽教頭 二人

(五)「臨時衣紋方養成ニ関スル規定」

臨時衣紋方養成ニ関スル規定

総則

一 名称 臨時衣紋方養成所

場所 旧桂宮邸内

二 本所ハ当秋大礼之節、束帶、衣冠及五ツ衣着セ付ニ関スル技術ヲ

教習スルヲ目的トス、

三 本所ニ左職員及講習員ヲ置ク、

所長 一人

京都府知事大森鍾一殿

(四)「大正天皇御大礼衣紋方推薦候補ニ付願」

当秋御大礼被為行候節、御使用ノ衣紋方、今般御養成可相成ニ付テハ、  
別紙ノ通、推薦候間、御採用被成下度、此段奉願候也、

衣紋講習会長日野西資博殿

教授	二人	所長（衣紋講習會長）	中川忠純
助教授	十人	岡本守徳	
書記	二人	太田壯一郎	
小者	二人	山科言繩	
講習員	五十二人	松室重典	
四		山田善景	
所長ハ事務ヲ總覽シ、職員ヲ監督ス、		海原政輔	
教授、助教授ハ所長ノ指揮ヲ受ケ、講習員ノ教授ニ從事ス、		西津源次郎	
書記ハ所長ノ命ヲ受ケ、庶務ニ從事ス、		鶴沢守善	
細則		高倉永則	
一		上田宣盛	
講習員ノ半数ヲ山科流ニ、其余ヲ高倉流ニ屬セシム、		河瀬真広	
但両流所属ニ関スル事項ハ、所長之ヲ専行ス、		北小路保秀	
二		桑原安久	
講習員ハ、各自ノ勤辞ヲ慎ミ、衛生ヲ重シ、精励以テ技術ノ熟達		北村康唯	
ヲ期スヘシ、		遠見彦平	
三			
講習員ハ、出席ノ上、直ニ規定ノ勤怠簿ニ捺印シ、各自所定ノ位			
置ニ付キ、講習ノ準備ヲナスヘシ、			
但病氣其他止ムヲ得サル事故アリテ、欠勤スルトキハ、予メ届出			
スヘシ、			
四			
出勤者（教授以下）弁当ヲ支給ス、			
五			
講習員ニシテ技術上達ノ見込ミ無之者、又ハ欠勤度数引続キ十回			
ニ涉ルトキハ、除名ス、			
但欠勤度数引続キ三回以上ニ涉ルトキハ、病氣ハ医師ノ診断書、			
職員			

(六)「大正天皇御大礼ニ付請願書」

請願書

本團体ハ 皇室ニ対シ深キ御由緒有之候為メ、優渥ナル御沙汰ヲ蒙リ、  
猶特別ノ恩典ニ浴シ、感涙ニ不堪處ニ御座候、就テハ今般御舉行被為

在候

御大典ニ閑シ、相當ノ御用ヲ奉仕シ、御鴻恩万一二奉答仕度、団体一同懶願ノ至リニ御座候、何卒願意御採納被成下度、此段請願仕候也、

大正四年六月十九日

平安義会々長 木村時義  
京都後橋財團 理事長  
莊林維新

大礼使長官公爵鷹司熙通殿

(七)「大正天皇御大礼鹵簿奉迎送ノ義ニ付請願」

鹵簿奉迎送ノ義ニ付請願

本会ハ多年優渥ナル御沙汰ト、特別ナル御恩恵相蒙リ來リ候、ヨク

皇室ノ洪恩ト祖先ノ忠勤ヲ欽念シ、旧官家士族相互ノ親愛ヲ謀リ、其子弟ノ教育ヲ獎励スルノ目的ヲ以テ組織セル帝国無比ノ団体ナル力為

メ、陛下殿下ノ御入京ニ當リテハ、毎ニ奉迎送居候義ニ付、本年御舉行可被為在御大礼ニ就テハ、如何ナル御用命ニモ可仕旨、曩キニ付請願致候次第モ有之候間、本市内御通御ノ際、最モ誠意誠心奉迎送ノ敬礼ヲ捧ケ度奉存候、依テ御差間無之一定ノ場所御指定ノ光榮ヲ荷ヒ候様、特別ノ御詮議ヲ蒙リ度、此段請願仕候也、

大正四年九月十日

平安義会々長 木村時義 (印)

記

京都府 (印)

平安義会御中

本年十一月京都ニ於テ即位ノ礼、及大嘗祭ヲ行ハセラル、ノ際、鹵簿拝觀ノ儀ニ就テハ、其取扱方、本府ニ於テ担当可致其筋ト協定済ニ有之、各種公益団体員ハ、人員ヲ制限シテ左記條件ノ下ニ、御苑内建礼門前ヨリ堺町門ニ至ル通路ノ東側ニ於テ、区域ヲ定メ整列奉拝ノコトニ相定候間、御了知相成度、此段及通牒候也、

追テ貴団体拝觀事務ヲ担当セラル、主住者ノ氏名、御申出相成度、尚会員ノ階級別、員數及佩有功章者數、府県別ニ御取調、至急御提出相成度候、

大正四年九月十六日

一、拝觀者整列場所設備ニ要スル経費ハ、所属団体ニ於テ負担スルコト (但一人ニ付、五錢以内ノ見込)

一、拝觀事務ノ為メ、当該団体役員、予メ本府ニ就キ打合ヲナスコト、務ヲ整理シ、一切ノ責任ヲ負担スルコト、

一、拝觀者ニハ、本府所定ノ拝觀券ヲ交付スヘキカ故ニ、其交付ニ就テハ、他ノ団体員ト重複セシメサル為メ、各府県厅ト打合ノ上、

京都府知事大森鍾一殿

(八)「大正天皇御大礼鹵簿拝觀ノ儀ニ付四官第九一五号」

四官第九一五号

本年十一月京都ニ於テ即位ノ礼、及大嘗祭ヲ行ハセラル、ノ際、鹵簿

拝觀ノ儀ニ就テハ、其取扱方、本府ニ於テ担当可致其筋ト協定済ニ有之、各種公益団体員ハ、人員ヲ制限シテ左記條件ノ下ニ、御苑内建礼門前ヨリ堺町門ニ至ル通路ノ東側ニ於テ、区域ヲ定メ整列奉拝ノコトニ相定候間、御了知相成度、此段及通牒候也、

交付セラレタキコト、

四官第一五四三号

一、拝観者ノ服装、參集ノ日時、出入ノ場所等ハ、別ニ規定スヘキカ  
故ニ、嚴守セシムルコト、

曩ニ御願出相成候来十一月十六日ヨリ同月二十六日ニ至ル御駐輦中ニ  
於ケル鹵簿拝観人員、左記ノ通り配當相成、其ノ入場証及御送附候条、  
御査収ノ上、直ニ領收書御提出相成度候也、

(九)「大正天皇御大礼鹵簿奉拝ノ義ニ付拝復」

大正四年十月二十七日

京都府(印)

平安義会  
記

拝復、四官第九一五号ヲ以テ御紹介ニ相成候鹵簿奉拝之儀ニ付、左記

ノ通り御回答申上候也、

大正四年九月十九日

平安義会長代理理事 兼田義路

京都府知事大森鍾一殿

一事務担当主任

平安義会理事 大国弘吉

二 本会役員

理事 五名

評議員 四拾弐名

三 本会々員

壱千弐百名

但シ階級區別及他府県ニ亘ルモノナシ

(十)「大正天皇御大礼鹵簿拝觀ニ付四官第一五四三号」

(十一)「衣紋会装束引継ニ付回答」

大正五年四月廿四日

平安義会長浜岡光哲殿

衣紋講習会長日野西資博（印）

大礼ノ為メ、衣紋奉仕シタル貴会員多數ノ希望ニヨリ、貴会ニ於テ衣紋講習ノ為メ、一會ヲ組織セラレ、当ニ之レカ技術講習ノ御主旨ヲ以テ、稽古裝束引繼可致様、御請願ノ旨了承、即別紙目録ノ通、御引渡シ可致候条、受領証携帶御請取相成度候也、

目錄

以 衣 渡																
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
矢	紙 惫	老 掛	卷 纓	纓	冠	小 忌 衣	補 褒	線 鞋	平 緒	太 刀	胡 鐸	胡 鐸	脰 巾	肩 当	桂 甲	石 帶
以上															布 帶	大 口
							當 帶 付				鞶 平			當 帶 付		表 橕 襲

壻領 壻腰 壻筋 壻腰 壻帶 壻領 壻帶 壻筋 壻腰 壻帶 壻帶 壻帶

(十一)「衣紋会設立願」

願

今回前紙之通、衣紋会ヲ設立シ、其趣旨ニ基キ、毎月第一日曜ニ衣紋講習相開度、就テハ会場トシテ、建物使用之儀以評可相成就、此段奉願候也、

大正五年八月十三日

右  
芝通次郎

川越正勝

藤木亮直

中小路五郎

青水亮

大町力印

一六四

長々々々

(十三)「裝束下附二付通牒」

会長  
(朱書)  
(印)

書記  
(朱書)

大正五年九月一日

衣紋講習会長日野西資博

平安義会長浜岡光哲殿

通鑑

兼テ御願ニ依ル衣紋稽古装束下附ノ儀ニ付、曩ニ回答致置候処、今回更ニ左記ノ通、交附追及可致候ニ付、受領証携帶御受取相成度候、

左言

別紙同人通り

大正五年九月一日

(十五)「平安衣紋会規程」

一  
一  
一  
襲  
表袴  
大口  
  
一  
一  
一  
領  
壳腰  
壳腰

平安衣紋会

第一條 本會八平安衣紋會卜称ス

第二條 本会ハ左ノモノニ以テ組織ス

一、平安義会員及其家族ニシテ大正四年 御即位式ニ衣紋ヲ

一  
平緒  
壱組

以上

(十四)「衣紋会経費支出願」

拝呈、先般私共平安衣紋会ヲ組織仕候処、幸ニ各位ノ御協賛ヲ蒙り、略亦組織相成候ヘ共、何分創業ノ事トテ、経費支出ノミ相嵩ミ、大ニ苦心罷在候、就テハ此際特別ヲ以テ、多少補助御詮議アランコトヲ、

追テ御参考ノ為メ、会則一部相添ヘ置候也、

大正五年十月一日

平安衣紋会幹事

藤木亮直  
(印)

川越正勝

中小路五郎（印）

青水亮  
(印)

平安義会々長

浜岡光哲殿

第十二條 本会員ニシテ会費滯納者ハ、時宜ニヨリ除名スル事アルベ

シ

第十三條 会則以外ノ事項ヲ生ジタル場合ハ、幹事会ノ多数ニ決ス。

(十六)「裝束受領証」

一  
引立烏帽子

一 細立烏帽子

一  
白張烏帽子

一  
浅沓

居飼  
九

右受領致候也

大正八年二月五日

卷之三

主顧寮京都出張所

日野西資博殿

(十七) 裝束新調二付請願書

請願書

本會創設以來今日迄

足品有之、其上該品

之候得共、実地の場

誠に困難一方ならず

るを得ざるは、本会

てをき、先最必要な

度、伏して奉請願候

大正十三年十月  
日

平安義会々長浜岡光哲殿

平安衣紋会（印）

(十八)「装束保存箱新調請求書」

請求書

先年装束保存箱調製なし被下由、拝聞仕り居候処、今に其事無之、就ては該品保存上大に困難を感じ居候間、何卒至急御新調被下度、此之段御願申上候也、

大正十三年十月 日

平安衣紋会(印)

平安義会々長浜岡光哲殿

(十九)「大正天皇御大喪儀二付回答」

中村弥一郎

高倉流

山本正弘

松下季静

平安衣紋会

追テ二月三日京都発同九日帰洛ノ予定ニ候、

大喪儀ニ付、衣紋者トシテ左記ノ者ニ上京ヲ命ゼラレ候ニ付、念ノ為メ及御通知候也、

本月六日附内匠頭、大喪儀供奉奉仕ノ儀、出願相成候処、既二人撰ヲ了シ候ニ付、乍折角採用難相成候間、御了知相成度候、

昭和二年一月十四日

大喪使長官々房庶務係(印)

小島秀次郎殿

(終)

(二十一)「昭和天皇御大典奉仕衣紋者出願」

今秋行はせらる、御大典に奉仕する衣紋者として、別紙人名之通り採用方、本会より出願に就いては、平安義会会長の推選を煩はし度く候間、よろしく御取計ひ相成度、此段御願申上候也、

昭和三年一月二十八日

平安衣紋会(印)

昭和二年一月三十一日

衣紋者採用出願者

臨時内匠寮出張所長心得子爵植松雅道

平安義会長浜岡光哲殿

内匠寮  
出張所第五号

(二十)「大正天皇御大喪儀二付  
内匠寮  
出張所第五号

平安義会御中

山科流

中島信栄	山本義太郎	大隅正健
爪生弘	松川健雄	須藤往吉
野村敷明	若杉保定	櫛井耕莊
祐森祐徳	沢ノ井真澄	岡村三郎
芝伯太郎	小島重頼	明田猛
小篠慶次郎	水谷光夫	島田武彦
小島安誠	小島季政	下村米太郎
松尾存	松室種茂	小西好友
鈴鹿幸保	芝象次郎	芝象次郎
名島季政	木村金次郎	高倉流
泉亭俊正	中大路季栄	衣紋者採用出願者
芝築地有義	上田辰次郎	高倉流
東辻保春	鈴木清太郎	大隅正健
平清水雪	世統一	須藤往吉
藤木米太郎	田倉政太郎	祐森祐徳
森貞憲	広瀬祐年	櫛井耕莊
本郷治一郎	小島秀武	爪生弘
東辻保道		野村敷明

衣紋者採用出願者

高倉流

高倉流	大隅正健
須藤往吉	祐森祐徳
櫛井耕莊	爪生弘
岡村三郎	野村敷明
明田猛	祐森祐徳
島田武彦	櫛井耕莊
下村米太郎	爪生弘
小西好友	須藤往吉
芝象次郎	高倉流
木村金次郎	大隅正健
中大路季栄	須藤往吉
上田辰次郎	高倉流
鈴木清太郎	大隅正健
世統一	須藤往吉
田倉政太郎	祐森祐徳
広瀬祐年	櫛井耕莊
小島秀武	爪生弘
	高倉流

中村二郎  
大崎邦道

池田三郎  
吉川嘉厚

久保田兼俊  
荒木辰雄

米川保磨  
米川安定

星野道直  
中小路宗康

大角時光  
山本章一

鈴木和夫  
勝村泰三

久川守  
蔣池季敬

速水常道  
堤為次郎

昭和三年三月  
日

平安衣紋会御中  
臨時衣紋教習所

昭和三年三月三日付ヲ以テ、別紙人名簿ノ通、貴会々員ニ臨時衣紋教習所助教授ヲ嘱託候條、此段及通知候也、

人名簿

田口顯瑞

藤木鶴三

今大路半治

今井秀孝

井戸信太郎

落合隆經

青山幾次郎  
安田七之助

山本春一  
山本春三

田倉孝吉  
速水永益

野路井篤  
田中清一

久保田兼俊  
荒木辰雄

米川保磨  
米川安定

星野道直  
中小路宗康

大角時光  
山本章一

鈴木和夫  
勝村泰三

久川守  
蔣池季敬

速水常道  
堤為次郎

(二十二)「臨時衣紋教習所助教授嘱託通知」

神服伝

山本正弘

水谷秀夫

松下季靜

桜井愛三郎

中村弥一郎

中小路五郎

小島重敬

清水亮

小島永幸

下橋忠孝

木村孝徳

上田辰次郎

以上

(二十三)「臨時衣紋教習所助教授嘱託報告」

追加

先般御報告申上候教習生十三名ノ外ニ、左記一名增加採用相成候、

左記

蔣池季敬

以上

(二十四)「平安義会建物借用ニ付照会

宮内大臣官房庶務課第七八号

会長浜岡光哲殿  
昭和三年三月二十四日 平安衣紋会 (印)

左記十九名、臨時衣紋教習所長ヨリ、去ル三月三日付ヲ以テ、衣紋教習所助教授ヲ嘱託セラレ候間、右御報告申上候也、

左記

田口顯瑞 藤木鶴三

井戸信太郎 桜井愛三郎

水谷秀夫 山本正弘

松下季靜 今大路半治

中小路五郎 中村弥一郎

小島重敬 青水亮

下橋忠孝 川口久珍

上田辰次郎 木村孝徳

小島永幸

以上

宮内大臣官房庶務課第七八号

昭和三年三月八日

宮内大臣官房庶務課長男爵白根松介 (印)

平安義会々長浜岡光哲殿

照会

今般御大礼ノ際、貴会建物ヲ宮内職員ノ合宿所ニ借用致度候処、差支ノ有無、至急承知致度、

追テ期間ハ凡ソ十月末頃ヨリ十二月上旬迄ノ見込ニ有之候、

(二十五)「平安義会建造物借用之義ニ付回答」

今般御大礼ノ際、本会建造物御使用ノ義、本月八日第七拾八号ヲ以テ御照会ノ趣拝承、就テハ左記事項御諒承ノ上、御使用相成度、此段御照会ヲ兼ネ、及御回答候也、

一 本会建物ハ、其沿革上、會員ニ於テ大切ニ保存致居候モノニ付、御使用方ニ関シ、御配意願ヒ置キタキコト、

二 本会建物ハ、御使用ノ期間中、明治節ノ儀式、評議員会、其他常務ニ必要有之候ニ付、一室ヲ特ニ留保致置キタキコト、

三 宿泊セラル、職員ノ職掌柄、及其員數、並ニ監督者タル方ノ有無ヲ承知致シタキコト、

四 本会構内ニ於テ、新タニ施設セラル、モノ有之節ハ、予メ本会理事ニ御内示有リタキコト、

昭和三年三月 日

平安義会々長浜岡光哲

宮内大臣官房庶務課長男爵白根松介

(二十六)「平安義会建物借用ノ儀ニ付照会」

昭和三年五月五日

宮内大臣官房庶務課長男爵白根松介（印）

平安義会々長浜岡光哲殿

拝啓、時下益御清祥奉賀候、陳者襄ニ及照会置候大礼ノ際ニ於ケル宮内職員ノ宿舎トシテ、貴会建物借用ノ儀ニ付、御回答ノ趣了承、就而先般武宮書記官貴地ニ出張打合セノ際、浅田理事ヨリ御申出ノ次第モ有之候ニ付、左記條件ニ依リ借用致度、此段再応及照会候也、

記

一、借用期間ハ凡ソ四十日間（十月末頃ヨリ十二月上旬迄）

一、建物使用上ニ関シテハ、充分留意致スベキコト、

一、明治節ノ儀式ニ広間御使用、差支ナキコト、

一、表寄小間ノ部分ハ借用セザルコト

一、構内ニ食堂、浴室、洗面所、便所等ヲ設クルコト、

一、桜橋財團トノ境ニ、通路ヲ設クルコト、

一、左記物品借用致シタキコト、

火鉢 三十個、座布団 五十枚、机 二十脚  
茶碗 百五十個、土瓶 二十個、貞盆 三十個

以上

追テ宿泊者ノ資格ハ、雇員及小数ノ判任待遇者ニシテ、其人員ハ約七十名ニ有之候、

(二十七)「昭和天皇御大礼ノ際本会建物御使用御挨拶金処分計算書」

平安義会々長浜岡光哲

京都府知事大海原重義殿

御大礼ノ際本会建物御使用御挨拶金処分計算書

収入ノ部

一 金五百円也

宮内省ヨリ受領金

支出ノ部

一 金壱百六拾五円貳拾錢也

置表替

一 金壱百円八拾錢也

床張、襖張ノ張替

一 金九拾貳円也

壁上塗替

一 金壱百貳拾六円〇六錢也

支  
文  
五  
色  
幕  
御  
大  
礼  
御  
使  
用  
品  
修  
理  
料  
下  
所

一 金拾五円九拾四錢也

以上

(二十八)「昭和天皇御大礼鹵簿奉迎送ノ義ニ付請願」

鹵簿奉迎送ノ義ニ付請願

本会ハ多年優渥ナル御沙汰ト、特別ナル御恩恵相蒙リ來リ候ヨリ、

皇室ノ洪恩ト祖先ノ忠勤ヲ欽念シ、旧官家士族相互ノ親愛ヲ謀リ、其

子弟ノ教育ヲ獎励スルノ目的ヲ以テ組織セル団体ニシテ、大正四年ノ

御大礼ノ際、建札門前ニ於テ、奉拝御許可相受候先例モ有之、今回

ノ御大礼ニ際シテモ、奉迎送ノ敬礼ヲ捧ケ度奉存候、依テ一定ノ場所

御指定ノ上、奉拝ノ光榮ヲ荷ヒ候様、特別ノ御詮議ヲ蒙リ度、此段請

願仕候也、

昭和三年九月

鹵簿奉拝願

昭和三年九月八日

京都市上京区今出川通寺町西入常盤井殿町五百四拾參番地

平安義会々長浜岡光哲

京都府学務課内京都府大礼事務局奉祝係視学官岩波殿

御大礼ニ際シ、特定ノ場所ニ於テ鹵簿奉拝致シ度候條、御許可相成リ度、左記事項ヲ具シ、此段及御願候也、

記

一 奉拝事務ニ関スル団体代表者

京都市上京区丸太町通猪熊西入藁屋町五百參拾六番地

平安義会理事浅田暢一

明治二十四年五月四日  
電話番号西疋六九拾番  
生年五月十六日生

二 団体設立 明治二十四年五月四日

三 团体員總数 八百九十八名

内訳 京都府内在住者  
八百九十八名  
ナシ

四 奉拝希望日時及人員 九百名

京都御着輦当日

伊勢行幸啓御發輦

同還幸啓御着輦

歎傍山陵行幸啓御発輦

同還幸啓御着輦

桃山山陵行幸啓御発輦

同還幸啓御着輦

泉山山陵行幸啓御発輦

同還幸啓御着輦

京都御発輦當日

計

役員及会員名簿添付ス、

人員変更増減ノ節ハ、添付人名簿参照相成タシ、

時日変更アルモ差支ナシ、

(三十一)「京都御駐輦中各地ニ行幸ノ際ニ於ケル歎簿奉拝願」

京都御駐輦中各地ニ行幸ノ際ニ於ケル歎簿奉拝願

昭和三年十月十五日

京都市上京区今出川通寺町西入常盤井殿町五百四拾

参番地

平安義会

右代表者理事浅田暢一 (印)

京都府大礼事務局奉祝係長殿

歎簿奉拝ニ関シ、曩ニ出願致シ置キ候処、十一月七日京都御着輦ノ際、

これに對して、(二)の「大正天皇御大礼ニ付願書」は、大正三年二

七百名

又十一月二十六日御発輦ノ際ニ於ケル奉拝希望者全員ノ御許可無之上ハ、其残員ハ十一月十九日ヨリ同二十五日迄ノ間ニ於テ、歎簿奉拝方

御許可相成度、此段及御願候也、

おわりに

本稿で翻刻・紹介した史料から、あらたに得られた平安義会の大正天皇・昭和天皇御大礼や大正天皇御大喪への関わり、また、その過程で設立された平安衣紋会の役割についての知見を整理することで、結びとしたい。

大正天皇御大礼は、当初、大正三年（一九一四）十一月に京都で行われる予定であった。(二)の「大正天皇御大典御用奉仕願」では、小島秀次郎等二名が在京都旧地下官人と称して、先祖代々即位礼や大嘗祭に奉仕していたという由緒を根拠に、大正天皇御大礼において相当の御用をいただきたいと、大正三年（一九一三）十一月十一日に宮内大臣渡辺千秋へ願い出ている。また、(三)の「大正天皇御大典御用奉仕願」によると、小島秀次郎等五名は在京都旧地下官人諸願仕五十二名總代と称して、同様の内容を大礼使長官に取り次いでいただきたいと、大正三年三月五日に京都府知事大森鍾一へも願い出たことが分かる。彼らはあくまでも在京都旧地下官人と称しており、平安義会や京都桜橋財團といった組織として、大正天皇御大礼への奉仕を願い出たわけではないと考えられる。

月十五日に平安義会会長服部保親と京都桜橋財団理事長小森猷次の連名で、大正天皇御大礼における両団体への御用を、大礼使長官原敬に直接求めたものである。ところが、大正三年四月十一日に昭憲皇太后が崩御したため、大正天皇御大礼は、大正四年（一九一五）十一月に延期となつた。そのため、（六）の「大正天皇御大礼ニ付請願書」の通り、あらためて大正四年六月十九日に平安義会会長木村時義と京都桜橋財団理事長莊林維新的連名で、同様の請願が大礼使長官鷹司熙通に届けられたのである。

（七）の「大正天皇御大礼歛簿奉迎送ノ義ニ付請願」では、平安義会が陛下殿下的御入京ごとに奉迎送を行つていたことを根拠に、大正天皇御大礼での歛簿奉迎においても相応の場所を指定いただきたいと、請願内容をより具体的にして、大正四年九月十日に京都府知事大森鍾一へ願い出ている。（八）の「大正天皇御大礼歛簿奉迎ノ儀ニ付四官第十九一五号」からは、京都府が歛簿奉迎を取り扱うこと、京都御苑内の建札門前より堺町御門までの通路東側で歛簿奉迎すべきことや、歛簿奉迎の条件および届け出事項の詳細などが確認できる。また、（十）の「大正天皇御大礼歛簿奉迎ニ付四官第一五四三号」により、十一月十六日から二十六日までの各日程において、平安義会に割り当てられた歛簿奉迎の人員、およびその総数が延べ五百五十名であったことなどが分かる。

ところで、話はやや脱線するが、ここで少し平安義会の会長名に注目してみたい。大正三年二月十五日付の（二）の「大正天皇御大礼ニ付願書」では、「平安義会々長」は前稿でも紹介した三代目の「服部保

親」である。ところが、大正四年六月十九日付の（六）の「大正天皇御大礼ニ付請願書」には「平安義会々長 木村時義」とあり、大正四年九月十九日付の（九）の「大正天皇御大礼歛簿奉迎ノ義ニ付拝復」では「平安義会長代理理事 兼田義路」、大正五年四月二十四日付の（十二）の「衣紋会装束引継ニ付回答」においては「平安義会長浜岡光哲」となつていている。

また、大正四年十月四日作成の「平安義会評議員會議案<sup>(5)</sup>」には「平安義会々長代理理事兼田義路」、大正五年三月十三日作成の「平安義会評議員會議案<sup>(6)</sup>」には「平安義会々長代理理事嶺全明」とある。このように大正三年から五年にかけて、平安義会の会長（および会長代理）は目まぐるしく交代していた。この間の事情を伝える史料が、『京都府行政文書』の「学校医・法人設置廃止」という簿冊<sup>(7)</sup>のなかに三点綴られている。そこで、これらを（I）「大正四年平安義会報告書」、（II）「平安義会会長変更ニ付御届」、（III）「平安義会理事変更ニ付御届」として紹介する。

（I）「大正四年平安義会報告書」

（表紙）

報告書

本会事業ノ概況及財産目録

理事 兼田義路

一 本会ハ同族子弟ノ教育奨励ヲ主要ノ目的ト為シタルヲ以テ、獎学規則ニ依リ、官公立及私立各学校在学生ノ授業料ヲ一家二人以内ヲ限り補助ヲ為スコト、シ、中学校程度以下在学生參百參拾壹人、

大学高等学校各専門学校程度在学生八拾八人給与ヲ為セシ、金額合計九千六百拾九円參拾錢ナリ、

二 本会事務処理ノ為メ、會議ヲ開催セル事如左、

総会

五月三十日 午後一時通常総会開会、出席員百七拾五名、

一 大正三年度会務及会計ノ報告ヲ認定シ、同二時散会、

評議員会

一月二十四日 評議員会決議

一 大正三年度収入支出決算承認、

一 本会敷地ノ内、北部五百坪ヲ賃貸スルコトニ決定、

一 建築委員ヨリ増築設計ニ関スル報告ヲ承認シ、更ニ左ノ七

名ノ実行委員ヲ選挙ス、

委員 荘林維新 吉野久和 沢ノ井竹一郎

箕田万亀太郎 若杉保定 小島秀次郎

兼田義路

一 評議員安田時秀ニ建築監督ヲ嘱託スルノ件、

二月二十日 評議員会開会、会長理事及議長ノ選挙ヲ行フ、投票ノ結果左ノ通当選ス、

会長 木村時義

四月二十四日 評議員会決議

一 表門及小使室改築ニ関スル件、

一 大正四年度予算臨時部更正追加ニ関スル件、

一 本会敷地東南部不用地ヲ賃貸スルノ件、

七月十八日

評議員会開会、評議員西池氏治外二十二名ヨリ建議ニ係

ル左ノ件ヲ決議ス、

一 今秋御挙行ノ御大礼ニ際シ、本会々員ニ特典ヲ与ヘラレンコトヲ請願スルノ件、

二 本会建築竣工ノ上ハ、一時使用ノ外、他ヘ貸与ヲ謝絶スル件、

一 建築実行委員ヨリ本会増築竣工報告ノ件、

一 評議員会ニ於テ、会長理事及議長ノ選挙ヲ行ヒ、尚左ノ決議ヲ為ス、

一 会長 第一二角田敬三郎、同人辞任ノトキハ兼田義路ヲ挙

クルコト、

一 理事 小島秀次郎

菊長興

一 議長

菊長興

一 大正五年度収入支出予算確定、

一 会館使用規程ノ件、

一 大正四年度歳出經常部追加予算決定、

一 貸費生大角友文死亡ニ付、返納免除ニ関スル報告ノ件、

理事会

一月十日

理事会決議

一 大正三年度決算報告、評議員会ヲ一月二十四日開会ノ件、

一 本会敷地ノ内、北部五百坪ヲ賃貸スルノ件、

一 建築委員ヨリ報告ノ件、

一月十七日 会長服部保親死亡、

一月十九日 御大礼ノ際ノ衣紋講習員ヲ会員中ヨリ御採用ニ付、推薦

人名ヲ主殿寮京都出張所ヘ提出ス、

二月九日 理事会決議

一 建築入札規定ニ関スル件、

一 同志社貸地契約案ニ関スル件、

一 会長理事及議長選挙ノ為メ、評議員会ヲ二月二十日開会ノ件、

件、

二月十三日 本会敷地ノ内、北部五百坪ヲ同志社ヘ賃貸スルコトヽシ、

契約証書ヲ交換ス、

二月十八日 理事及び建築委員会ヲ開キ、請負者入札ノ開票ヲ為シ、

最低請負額參千百九円參拾錢ヲ以、間宮吉三郎ニ落札ト

決定ス、

二月二十五日 理事会協議

一 建築中理事会ヲ毎月第一第二第三土曜日開会スルノ件、

一 落札者間宮吉三郎ト契約ヲ取定ムルコト、

三月十三日 理事会決議

一 増築ノ為メ、清祓式執行ニ関スル件、

一 表門及小使室改築設計ヲ、安田時秀ニ嘱託ノ件、

四月四日

理事会決議

一 表門及小使室改築ニ関スル件、

一 大正四年度予算臨時部更正追加ニ関スル件、

一 本会敷地東南部不用地ヲ賃貸スル件、

一 評議員会ヲ四月二十四日開会ノ件、

四月十一日

昭憲皇后御一年祭ニ付、会長木村時義桃山陵ヘ参拝ス、

五月八日 理事会決議

一 高等師範学校私費生ノ補給金ヲ年額金參拾円ト定ムル件、

一 通常総会ヲ五月三十日開会スルノ件、

一 火災保険契約満期ニ付、更ニ増築ノヶ所ヲ加ヘ、保険金壹

万円トナシ、契約ヲ継続スルノ件、

七月三日 理事会決議

一 評議員西池氏治外二十二名ヨリ評議員会開会請求ニ關シ、

七月十八日 評議員会ヲ開会スルノ件、

一 増築落成ニ付、実行委員立会請負者ヨリ引継ヲ了ス、

七月十八日 荘林維新議長ヲ辞任ス、

七月二十五日 理事会決議

一 木村会長ヨリ御大礼御挙行ニ際シ、本会員ハ御式場及箇簿

拝観ニ關シ、特別ノ御待遇ヲ被リタキ希望、及本会建物御

使用ノコトニ關シ、大森大礼使ヘ交渉ノ顛末報告ノ件、

一 本会建築請負者間宮吉三郎ニ謝状、銀盃贈与ノ件、

九月九日 会長木村時義死亡、

全日 理事会決議

- 一 会長木村時義死亡ニ付、香儀等ニ閔スル件、
- 一 会長代理ニ閔スル件、

九月二十五日 理事会決議

- 一 会長理事及議長選挙ノ件、
- 一 大正五年度収入支出予算ニ閔スル件、
- 一 会館使用規程ニ閔スル件、

一 大正四年度歳出経常部追加予算ノ件、

一 貸費生大角友文死亡ニ付、返納免除ニ閔スル件、

- 一 評議員会ヲ十月十日開会ノ件、

十月三日 理事会決議

- 一 本会建物使用ニ付、主殿寮ヨリ交渉ニ閔スル件、

十月十四日 角田敬三郎会長当選辞任ニ付、兼田義路会長ニ就任ス、

十月二十三日 理事会決議

- 一 鹿簿奉拝入場証配付ノ件、

一 十一月十日御即位御当日会員奉祝ノ件、

十月二十八日 東京電灯株式会社新株百四株ニ対シ、金五百貳拾円ノ

京都府知事男爵大森鍾一殿

平安義会 (印)

十一月一日 本会建物、本日ヨリ大礼使ニ於テ御使用ノコト、

十一月十日 御即位式賀表奉呈、午後三時ヨリ護王神社々前ニ於テ、  
会員奉祝拝賀ノ式ヲ挙行ス、

(Ⅲ)「平安義会理事変更ニ付御届」

本会理事満期左ノ通変更候間、此段及御届候也、

京都府宇治郡醍醐村字醍醐百六拾四番戸

十一月二十九日 主殿寮職員全部引上ケニ付、明渡ヲ受ク、

十二月七日 京都府農工銀行債券千円壹通、當籤償還ヲ受ク、

十一月十一日 理事会決議

- 一 基金参万六千九百円ヲ以テ、有利ナル債券ヲ購入スルノ件、

十二月二十一日 御所大嘗宮二條離宮特別拝観ノ義、会員ニ許可相成

三 自大正四年一月起至十二月止 平安義会歳入歳出総決算

タリ、

(以下省略)

(Ⅱ)「平安義会会長変更ニ付御届」

御届

本会々長左之通就任候間、此段及御届候也、

京都市上京区下長者町通室町西入西鷹司町拾四番地

右兼田義路死亡ニ因リ、大正五年三月十九日就任  
会長浜岡光哲

大正五年三月二十四日

会長浜岡光哲

京都市上京区寺町通今出川式丁上ル西入藪ノ下町四百參拾參番

地

大正五年六月式拾五日重任 大國弘吉

京都市下京区三条通柳馬場西入樹屋町九番戸

大正五年五月式拾六日死亡

嶺全明

京都市上京区寺町通今出川式丁上ル西入松ノ木町參百四拾番地

大正五年六月式拾五日新任 若杉保定

大正五年六月参拾日

平安義会々長浜岡光哲（印）

京都府知事木内重四郎殿

(I) の「大正四年平安義会報告書」に「一月十七日 会長服部保親死亡」とある通り、三代目会長の服部保親は大正四年一月十七日に死去した。そして、「二月二十日 評議員会開会、会長理事及議長ノ選挙」の結果、四代目会長に木村時義が当選したのである。ところが「九月九日 会長木村時義死亡」のため、「平安義会々長代理理事兼田義路<sup>(8)</sup>」の名で、「十月十日 評議員会ニ於テ、会長理事及議長ノ選挙」が実施され、「会長 第一二角田敬三郎、同人辞任ノトキハ兼田義路ヲ挙クルコト」となった。その後、「十月十四日 角田敬三郎会長當選辞任ニ付、兼田義路」が五代目会長に繰り上がる。

けれども、(II) の「平安義会会長変更ニ付御届」に、「会長浜岡光哲」「右兼田義路死亡ニ因リ、大正五年三月十九日就任」とあるように、浜岡光哲が六代目会長に就任する。五代目会長兼田義路の死亡日時は

定かでないが、大正五年三月十三日作成の「平安義会評議員会議案<sup>(9)</sup>」に「平安義会々長代理理事嶺全明」とあることから、これより少し前と判断できよう。なお、大正五年三月十九日の評議員会で会長代理を務めた嶺全明も、(III) の「平安義会理事変更ニ付御届」により、同大正五年五月二十六日には死去したことが分かる。

六代目会長に就任した浜岡光哲は、大正五年以降、平安義会会长を長らく務めることとなる。浜岡は明治・大正期の京都を代表する実業家で、衆議院議員としても活躍した人物であるが、晩年の昭和四年（一九二九）に編纂された伝記『浜岡光哲翁七十七年史<sup>(10)</sup>』の「翁、晩年の事業と平安義会」の項に、浜岡と平安義会との関係についての叙述があるので、以下に引用したい。

翁の晩年に於ける事業としては、(中略) 記録し置くの要あるは、翁の大正八年三月、財団法人平安義会の会長に就任せる一事なりとす。(中略) 翁は、京都の士族出身として、産業誘導社の創設せらるる以前よりその議に參し、次いで平安義校の設立より、更に奨学施設の実行に至るまで、終始陰に陽に、平安義会の發達を援助し來りしや謂ふ迄もなく、右大正八年に於いて、その会長の任に就たるも、依て衆望を鍾めし結果なりとす。而してその当初岩倉右府公は、京都士族の子弟に尽く軍事教育を施し、以て藩閥政府の武力に対抗し、之を禁衛軍として宮中に直属せしめ、薩長の専恣を控制せむとするの意図を有したる如かりしも、翁は国民皆兵の精神に抵触する斯かる企図の断じて実現し得べきにあらざる

を知り、且つ学校の範囲を軍事関係に限るは教育それ自体の本質に悖り、年少子弟の能力を啓発する所以にあらざるを思ひ、断然乎として公の意を迎ふるところなく、有志者中の識者を援け、平安義会は専ら恩賜（以前の恩貸）金を主とする其の積立金の利子を以て、学資とし、各々子弟の志望により自由に学校を選択して就学せしむる事を趣旨とせしが、これこそ今日の如く同義会が所期の目的を達成し、多数の人材を薫育して、優渥なる 皇恩の万に酬い奉るを得し大なる因由たりしなれ。

官家士族出身である浜岡光哲は、実業家・政治家としての活動だけでなく、明治二十四年（一八九二）に設立された平安義会の前身、すなわち明治十二年（一八七九）の産業誘導社の創設や、明治十六年（一八八三）の平安義校の設立以前より、これらの組織を援助してその発展に尽くしてきた。その結果として、大正八年（一九一九）三月に平安義会会长に就任したと、「浜岡光哲翁七十七年史」には記されている。ただし、同書は後年に編纂された伝記（二次史料）であり、本文稿で紹介した（II）の「平安義会会长変更ニ付御届」、（III）の「平安義会理事変更ニ付御届」をはじめ、（十一）の「衣紋会装束引継ニ付回答」などの同時代史料（一次史料）によれば、浜岡の会長就任が大正五年三月であることは明白である。

なお、「浜岡光哲翁七十七年史」に「当初岩倉右府公は、京都士族の子弟に尽く軍事教育を施し、以て藩閥政府の武力に対抗し、之を禁衛軍として宮中に直属せしめ、薩長の專恣を控制せむとするの意図を有

したる如かりし」という岩倉具視の逸話が載せられていることは、すでに小林丈広氏が触れている通りとても興味深い<sup>(1)</sup>。小林氏が「官家士族の意識を鼓舞するためにこのような説が流布したと考えるべきであろう」と指摘しているように、二次史料である同書の叙述を鵜呑みにするのは危険であるが、岩倉の意志に反し、浜岡が「学校の範囲を軍事関係に限るは教育それ自体の本質に悖」るとして、平安義会の奨学生事業では自由に学校を選択可能とし、それが同会の成功の一因であると誇っている点は注目に値する。

ここで今一度、（I）の「大正四年平安義会報告書」に目を移すと、「七月十八日（中略）今秋御挙行ノ御大礼ニ際シ、本会々員ニ特典ヲ与ヘラレンコトヲ請願スルノ件」、「七月二十五日（中略）木村会長ヨリ御大礼御挙行ニ際シ、本会員ハ御式場及歎籠拝観ニ関シ、特別ノ御待遇ヲ被リタキ希望」、「十月二十三日（中略）歎籠奉拝入場証配付ノ件」などとあり、組織としての平安義会と大正天皇御大礼との関わり方にについては、歎籠奉拝における特別待遇を求め、多くの会員がこれに参加することに収斂していくと考えられる。また、「十一月十日 御即位式賀表奉呈、午後三時ヨリ護王神社々前ニ於テ、会員奉祝拝賀ノ式ヲ挙行ス」とある通り、京都御所の紫宸殿で即位礼が執り行われた同日に、近隣の護王神社の社前で平安義会として会員奉祝拝賀式を挙行していたことも確認できる。

さらに、「二月十三日 本会敷地ノ内、北部五百坪ヲ同志社へ賃貸スルコト、シ、契約証書ヲ交換ス」、「四月四日（中略）本会敷地東南部不用地ヲ賃貸スル件」との記述から、平安義会敷地のうち、北部の

五百坪を同志社へ賃貸するとともに、東南部の不用地の賃貸も計画されており、越エテ翌大正四年一月同会長日野西資博ヨリ、右講習員三十名ヲ小学校教員中ヨリ選定方再度ノ依頼ニ接シタルヲ以テ、更ニ市長ニ移牒シ、定員ニ予備ヲ加ヘ三十五名ヲ選定セリ、

出川通寺町西入常盤井殿町五百四拾参番地ノ内、其東南一隅ノ地ヲ借用スルモノトス」とあり、この「東南部不用地」とは、翌年に京都桜橋財団ハ、其事務所建築ノ為メ、平安義会ノ所有スル京都市上京区今出川通寺町西入常盤井殿町五百四拾参番地ノ内、其東南一隅ノ地ヲ借用スルモノトス」とあり、この「東南部不用地」とは、翌年に京都桜橋財団ハ、其事務所建築ノ為メ、平安義会ノ所有スル京都市上京区今

さて、(四)の「大正天皇御大礼衣紋方推薦候補ニ付願」や(五)の「臨時衣紋方養成ニ関スル規定」によると、大正四年の大正天皇御大礼に際し、衣冠束帶等の着付けに当たる衣紋方の技術教習を目的として、臨時衣紋方養成所が旧桂宮邸内に設けられたこと、講習員は半数ずつ山科流と高倉流に属させること、大正四年一月十九日に平安義会会員からも講習員の候補者を推薦したことなどが判明する。大正天皇御大礼に要する衣紋方の講習員選定については、後に京都府によつて編纂された「大正大礼京都府記事 廉務之部 上」<sup>(13)</sup>の「第六章 衣紋方講習員選定」に関連する記事があるので、一部を以下に引用する。

#### 衣紋方講習員選定

大正三年四月衣紋講習會長主殿寮出張所長中川忠純ヨリ、大礼ノ際束帶衣冠等着付ノ為メ衣紋方ヲ要スルニ付、之カ講習員トシテ小学校教員中ヨリ年齢二十歳乃至三十五歳迄ノ者二十五人選定方依頼アリ、依テ之ヲ京都市長ニ移牒シテ選出セシカ間モナク大礼使官制廃止セラレ、隨ツテ衣紋方講習ニ就テモ自然消滅ニ帰シタ

ここからは、大正天皇御大礼に要する衣紋方の不足を補うため、小学校教員中より三十五名の講習員を選定したことが確認できるものの、平安義会から推薦の講習員については一切触れられていない。ただし、(一)の「大正四年平安義会報告書」にも、「一月十九日 御大礼ノ際ノ衣紋講習員ヲ会員中ヨリ御採用ニ付、推薦人名ヲ主殿寮京都出張所へ提出ス」とあることから、小学校教員とは別に、平安義会会員からも衣紋講習員が推薦されたことは間違いない。では、平安義会から推薦された講習員は、実際に採用されたのであろうか。紙幅の都合で省略したものの、(四)の「大正天皇御大礼衣紋方推薦候補ニ付願」には、平安義会からの「衣紋方推薦候補人名」が列記されており、そのなかの一人として若杉保定という名が見える。若杉が講習員としてこれを修了し、大礼使衣紋方ヲ委嘱されていたことは、以下に引用する三通の史料<sup>(14)</sup>から確認できる。

#### 若杉保定

臨時衣紋講習中、精勤セシコトヲ証ス、

大正四年十月三十一日

衣紋講習會長日野西資博（印）

若杉保定

臨時衣紋講習ヲ修了セシコトヲ証ス、

大正四年十月三十一日

衣紋講習会長日野西資博（印）

大礼使衣紋方ヲ委嘱ス、  
若杉保定

大正四年十一月五日

大礼使

また、「紫宸殿ノ儀庭上参役者及衣紋方名前書」「大嘗宮ノ儀庭上参役者及衣紋方名前書」<sup>(15)</sup>により、若杉が大正天皇御大礼で衣紋方を務めたことも確実である。なお、(III) の「平安義会理事変更ニ付御届」から、大正五年六月二十五日に若杉が平安義会理事に就任したことも分かる。以上のように、小学校教員だけでなく平安義会会員からも衣紋講習員が採用され、大正四年の大正天皇御大礼では衣紋方としてその役割を果たしたのである。

翌大正五年四月二十四日の(十二)の「衣紋会装束引継ニ付回答」からは、大正天皇御大礼において衣紋を奉仕した平安義会会員多数の要望で、同会に衣紋の技術講習のための団体を組織する動きが看取できる。大正五年八月十三日には、(十二)の「衣紋会設立願」により、衣紋会の設立と毎月第二日曜日に衣紋講習を行うための建物使用について、平安義会会长浜岡光哲に要望がなされている。大正五年十月の

(十四) の「衣紋会経費支出願」では、同じく浜岡光哲に対して、平安衣紋会がほぼ組織されたことを報告するとともに、金銭的な援助を要請している。(十五) の「平安衣紋会規程」からは、平安衣紋会が平安義会内に事務所を置き、大正天皇御大礼に奉仕した平安義会会員とその家族により組織され、衣紋道とその稽古装束を継承することを目的とした団体で、衣紋練習会や大会の開催といった同会の詳細を知ることができる。

なお、(十二)の「衣紋会装束引継ニ付回答」、(十三)の「装束下附ニ付通牒」、(十六)の「装束受領証」により、衣紋講習会会長・主殿寮京都出張所の日野西資博から平安衣紋会へ稽古装束の下附がなされていることが分かる。また、(十七)の「装束新調ニ付請願書」や(十八)の「装束保存箱新調請求書」では、平安衣紋会から平安義会に対し、下附された稽古装束の痛みや装束保存箱の不足によって、衣紋の稽古や装束の保存に支障を来していることを訴え、麻製の縫腋袍と闕腋袍や保存箱の新調を求めている。

さて、昭和二年(一九二七)二月に東京で行われた大正天皇御大喪においても、大正天皇御大礼の際と同じく、官家士族の小島秀次郎は供奉奉仕を願い出たものの、不採用となっていたことが、(十九)の「大正天皇御大喪儀ニ付回答」によつて確認できる。その一方で、(二十)の「大正天皇御大喪儀ニ付<sub>内匠寮第五号</sub>出張所」では、平安衣紋会の五名が大正天皇御大喪における衣紋担当者として上京を命じられている。

平安義会に組織された平安衣紋会による衣紋奉仕は、昭和三年(一九二八)十一月に京都で行われた昭和天皇御大礼でも採用された

ことが、(二十二)の「昭和天皇御大典奉仕衣紋者出願」によつて確認できる。さらに、(二十二)の「臨時衣紋教習所助教授囑託通知」や(二十三)の「臨時衣紋教習所助教授囑託報告」では、平安衣紋会会員のうち十九名が、昭和三年三月に臨時衣紋教習所助教授を囑託されているのである。以上のように、御大礼や御大喪において、平安衣紋会の果たす役割は、ますます高まつてゐたと捉えられる。

(二十四)の「平安義会建物借用ニ付照会官内大臣官房庶務課第七八号」、(二十五)の「平安義会建物借用ノ儀ニ付回答」、(二十六)の「平安義会建物

借用ノ儀ニ付照会」からは、昭和三年十月末頃より十二月上旬頃まで、平安義会の建造物が昭和天皇御大礼における宮内省職員の宿舎として使用されたこと、およびその借用要件や借用品の詳細が分かる。また、(二十七)の「昭和天皇御大礼ノ際本会建物御使用御挨拶金処分計算書」により、建造物借用に対して宮内省より挨拶金が支払われていたことや、その使途（畳表・床・襖の張り替えなど）が明らかとなる。なお、(I)の「大正四年平安義会報告書」にも、「十月三日（中略）本会建物使用ニ付、主殿寮ヨリ交渉ニ関スル件」、「十一月一日 本会建物、本日ヨリ大礼使ニ於テ御使用ノコト」、「十一月二十九日 主殿寮職員全部引上ケニ付、明渡ヲ受ク」などとあることから、主殿寮職員による平安義会建造物の使用については、大正四年（一九一五）の大正天皇御大礼における先例の存在を知ることができる。

また、大正天皇御大礼において、平安義会会員が建礼門前での歓簿奉拝を許可された先例を根拠に、昭和三年の昭和天皇御大礼においても、一定の場所での歓簿奉拝を願い出たことが、(一十八)の「昭和天

安義会会員による歓簿奉拝が認められたと判断することに差し支えはない。

以上が本稿で翻刻・紹介した史料から、平安義会の大正天皇・昭和天皇御大礼および大正天皇御大喪への関わりや、その過程で設立された平安衣紋会の役割についてのあらたに得られた知見である。大正四年（一九一五）の大正天皇御大礼において、平安義会会員の一部が衣紋を奉仕したことをきっかけに、平安義会内に平安衣紋会が組織され、昭和二年（一九二七）の大正天皇御大喪や昭和三年（一九二八）の昭和天皇御大礼においても、同会は重要な役割を果たした。また、平安義会としての御大礼への奉仕については、大正天皇御大礼を先例として、昭和天皇御大礼においても、会員による歓簿奉拝を基本とすることが定着したものと考えられる。

## 注

(1)すでに、「平安義会沿革概略」の翻刻と官家士族の先行研究——『平安義会資料』『旧櫻橋財團関係資料』の紹介（二）——（駒沢女子大学研究紀要）二四、二〇一七年）、「由緒沿革誌其ノ四」の翻刻

皇御大礼歓簿奉迎送ノ義ニ付請願」によつて確認される。さらに、(二十九)の「昭和天皇御大礼歓簿奉拝願」や(三十)の「京都御駐輦中各地ニ行幸ノ際ニ於ケル歓簿奉拝願」からは、奉拝希望日時および人員の詳細や、京都御着輦・御発輦における奉拝では一部の人員に許可の得られなかつたことが分かるものの、十一月七日より二十六日までの京都御駐輦中における行幸（および還幸）に際し、平安義会会員による歓簿奉拝が認められたと判断することに差し支えはない。

- と平安義校—『平安義会資料』『旧桜橋財團関係資料』の紹介（二）—（『駒沢女子大学研究紀要』二五、二〇一八年）、「由緒沿革誌其ノ二」の翻刻と平安義会の沿革—『平安義会資料』『旧桜橋財團関係資料』の紹介（三）—（『駒沢女子大学研究紀要』二六、二〇一九年）、「由緒沿革誌其ノ二」の翻刻と平安義会への授産金引継—『平安義会資料』『旧桜橋財團関係資料』の紹介（四）—（『駒沢女子大学研究紀要』二七、二〇二〇年）、「由緒沿革誌其ノ二」の翻刻と平安義会の社団法人化—『平安義会資料』『旧桜橋財團関係資料』の紹介（五）—（『駒沢女子大学研究紀要』二八、二〇二一年）、「旧桜橋財團関係資料」の翻刻と京都桜橋財團の設立—『平安義会資料』『旧桜橋財團関係資料』の紹介（六）—（『駒沢女子大学研究紀要』二九、二〇二二年）、「由緒沿革誌其ノ五・七」の翻刻と平安義会の宣誓式および明治天皇御大喪—『平安義会資料』『旧桜橋財團関係資料』の紹介（七）—（『駒沢女子大学研究紀要』三〇、二〇二三年）を発表している。あわせて参考されたい。
- (2) 詳細は注(1)拙稿(二〇二〇)を参照のこと。
- (3) 注(1)拙稿(二〇二一)。
- (4) 注(1)拙稿(二〇二二)。
- (5) 京都府立京都学・歴彩館所蔵『若杉家文書』文書番号一〇八〇「平安義会評議員会議案」。
- (6) 京都府立京都学・歴彩館所蔵『若杉家文書』文書番号一〇八一「平安義会評議員会議案」。
- (7) 京都府立京都学・歴彩館所蔵『京都府行政文書』大〇五一〇〇三八「学校医・法人設置廃止」。
- (8) 注(5)『若杉家文書』一〇八〇。
- (9) 注(6)『若杉家文書』一〇八一。
- (10) 西川正治郎編『浜岡光哲翁七十七年史』（浜岡翁表彰会、一九二九年）。
- (11) 小林丈広『明治維新と京都—公家社会の解体—』（臨川書店、一九九八年）。
- (12) 注(1)拙稿(二〇二二)。
- (13) 京都府編『大正大礼京都府記事 廉務之部 上』（京都府、一九一七年）。
- (14) 京都府立京都学・歴彩館所蔵『若杉家文書』文書番号二二一〇四「衣紋講習会証書」。なお、これら三通は別の書類とともに、「衣紋」と書かれた封にまとめて入れられている。
- (15) 京都府立京都学・歴彩館所蔵『若杉家文書』文書番号二二五二「大嘗殿ノ儀庭上参役者及衣紋方名前書」、文書番号二三二五二「大嘗宮ノ儀庭上参役者及衣紋方名前書」。